

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

ねんどまつ ねんどはじ こうつうじ こぼうし 年度末・年度始めにおける交通事故防止について（お願い）

にいがたけん じき ゆきど ともな おくがい かつどう じてんしやとう の きかい ふ
新潟県はこれからの時期、雪解けに伴い、屋外での活動や自転車等に乗る機会が増えることか
ら、交通事故の多発が心配されます。

せいと みな こうつうじ こ ひがいしや かがいしや か き ないよう かなら まも
生徒の皆さんは、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、下記の内容を必ず守ってく
ださい。

ほごしや かてい みなさま か き りゆうい せいかつたいど こうどう みまも
保護者、ご家庭の皆様におかれましても、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守
るとともに、交通安全・交通法規を遵守するよう、格段のご指導をお願いいたします。

記

1 あんぜんほこう 安全歩行について

- しやどう きゆう と だ
(1) 車道への急な飛び出しはしないこと。
- こうさてん かなら いちじていし さゆうかくにん てつてい おうだん
(2) 交差点では必ず一時停止し、左右確認を徹底して横断すること。
- しんごう こうさてん しんごう したが あんぜん かくにん おうだん
(3) 信号のある交差点では信号に従い、さらに安全を確認して横断すること。
- どうろ ほどうふく
(4) 道路（歩道含む）において、キックボード、スケートボードまたはこれらに類する行為を
しないこと。
- ちゆうしやじやうとう くるま こうつう ぼしよ あんぜん じゆうぶんちゆうい こうどう
(5) 駐車場等、車の交通がある場所では、安全に十分注意して行動すること。

2 じてんしや 自転車について

- かいせい じてんしやあんぜんりよう ごそく まも
(1) 改正「自転車安全利用五則」を守ること。

- | | |
|---|--|
| 1 | しやどう げんそく ひだりがわ つうこう ほどう れいがい ほこうしや ゆうせん
車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 |
| 2 | こうさてん しんごう いちじていし まも あんぜんかくにん
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 |
| 3 | やかん てんとう
夜間はライトを点灯 |
| 4 | いんしゆうんてん きんし
飲酒運転は禁止 |
| 5 | ちやくよう
ヘルメットを着用 |

- あくてんこう とき の
(2) 悪天候の時は、乗らないこと。
- かさき うんてん しよう うんてん
(3) 傘差し運転や、スマートフォン・イヤフォンを使用しながらの「ながら運転」をしない
こと。

(4) 交差点では、信号を守る。また、信号の有無に関わらず、確実な一時停止及び安全確認を行うこと。

(5) 自転車専用通行帯(自転車専用レーン)等により通行区分が指定されている場合は、必ず指定された通行帯を走行すること。

(6) 自転車通行不可の歩道へは自転車を乗り入れないこと。また、自転車通行可能の歩道においても、歩行者に十分配慮し走行すること。

(7) 事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用すること。
※改正道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

(8) スピードを出しすぎないこと。特に、坂道では十分減速して走行すること。

(9) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう、十分な車間距離を確保すること。

(10) 夕暮れ時及び夜間は、必ずライトを点灯して走行すること。

(11) 自転車利用者が加害者となる場合もあることを理解し、責任ある走行を心がけること。
※県条例により、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されています。必ず保険に加入すること。

(12) 令和7年10月31日付「法令の改正による、自転車の交通違反への「青切符」導入について(お知らせ)」で周知したとおり、**4月1日に改正道路交通法施行規則が施行され、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に、「交通反則通告制度」(いわゆる「青切符」)が導入される。**

「交通反則通告制度」とは、道路交通法の違反の中で、「信号無視」「一時不停止」など、比較的軽いものを「反則行為」として、反則金を納めれば刑事罰を科されない制度である。(「酒気帯び運転」「酒酔い運転」「違反により実際に交通事故を起こす」などの悪質な違反を行なった場合は、交通反則通告制度は適用されず、他の法律違反と同様に刑事手続きに入る)

これまで以上に自転車の安全運転を心がけること。

3 原付バイクの運転について

(1) 悪天候の時は、乗らないこと。

(2) 交通ルールを遵守し、マナーを向上すること。

(3) 常に制限速度内で走行すること。

(4) 横断歩道は歩行者優先を遵守し、交差点・横断歩道付近での歩行者の早期発見に努めること。

(5) 夕暮れ時はライトを早めに点灯し、安全走行を徹底すること。

(6) 運転時には、フルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。

(7) 交差点に進入する際は十分に減速し、対向右折車や歩行者等周囲の安全確認を確実に行うこと。

(8) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう、十分な車間距離を確保すること。

4 自動車の運転について

新3年生（現在の2年生）の「自動車学校への通校」「自動車免許の取得」は夏休みから許可する。それ以前の通校・免許取得は厳禁する。

なお、夏休み以降に自動車の運転免許を取得したとしても、卒業まで運転は禁止する。

5 保護者等が運転する自動車に同乗するとき

全座席でシートベルトを正しく着用すること。

6 事故に遭った時（目撃した場合もこれに準ずる）

(1) 軽微な事故であっても、速やかに警察署に通報すること。（事故直後に「大丈夫です」と言ってその場を去り、その後、痛み等の症状が出る事案が発生しています）自分で通報できない場合は、相手又は周囲の人に連絡してもらうこと。

(2) 相手の氏名・住所・連絡先を必ず記録すること。

(3) 事故現場で、警察官による事情聴取や救急隊員から手当を受ける場合は、指示に従うこと。

(4) 事故に遭った時は、けがの有無に関わらず、必ず医師の診断を受けること。（後で症状が出てくる事案が発生しています）

(5) ひき逃げ事故に遭遇した場合は、可能な限り車両の特徴（色、車種、ナンバー等）を覚えておくこと。

7 その他

(1) 夜間に外出する際は、運転手が発見しやすいように明るい色の服装を着用するとともに、傘やカバン、靴等に夜光反射材を活用すること。

(2) 事故に遭った場合には、警察や消防とともに、学校にも必ず連絡すること。

けんりつむらまつこうとうがっこう
県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索



<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為^{*1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為



青切符

反則金を納付

終結

刑事手続

重大な違反^{*2}や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(非反則行為)：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、
裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円

●携帯電話使用等(保持)

7,000円

●遮断踏切立入り

6,000円

●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等

5,000円

●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良

3,000円

●並進禁止違反
●軽車両乗積制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等